佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
長崎	長崎空港ビルディング株式会社
熊本	熊本空港ビルディング株式会社
大分	大分航空ターミナル株式会社
宮崎	宮崎空港ビル株式会社
鹿児島	鹿児島空港ビルディング株式会社
那覇	那覇空港ビルディング株式会社
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社
久米島	久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣	石垣市
宮古	宮古空港ターミナル株式会社

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　平成二十二年観光庁告示第十五号は、廃止する。

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西村山郡西川町大字海味字東浦三〇一番二二から同町大字海味字町浦四四八番一まで	前	一〇・一九～一八・三三メートル	〇〇・二八〇キロメートル
	後	一二・一六～一九・六九メートル	〇〇・二八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市桜田東二丁目二二六番九から同市元木一丁目六三六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長井市今泉字東二一一六四番二一から同市今泉字山田一八一二番五三二まで	前	一三・八九～二四・九一メートル	〇〇・三六〇キロメートル
	後	一五・六九～三一・八四メートル	〇〇・三六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	長井市今泉字東二一一六四番二一から同市今泉字山田一八一二番五三二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南陽市若狭郷屋字中屋敷五〇五番一から同市若狭郷屋字中屋敷二五四番一〇まで	前	一二・九五～三四・一五メートル	〇〇・一八〇キロメートル
	後	一二・九五～三六・〇〇メートル	〇〇・一八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	南陽市若狭郷屋字中屋敷五〇五番一から同市若狭郷屋字中屋敷二五四番一〇まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号